官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二七）　一
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一九年四～六月期）（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
原子力損害賠償・廃炉等支援機構平成三十事業年度財務諸表、弁理士登録、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三
会社その他
会社決算公告　三四
三五

省　令

○農林水産省令第二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一